追加資料1

福祉環境委員会 (福祉局)

令和5年11月30日

神戸市ライフパートナー制度に関する市民意見募集結果について

1. 意見募集の概要

(1)募集期間:令和5年10月23日(月)~令和5年11月22日(水)

(2)対象資料:別紙「神戸市ライフパートナー制度について(案)」

(令和5年10月18日報告)

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出状況:35通(56件)

(意見内訳)

| 意見項目 | 件数 |
|------------------------|-----|
| 制度導入について | 13件 |
| 制度名称について | 1件 |
| 制度の概要、対象者の要件について | 13件 |
| 宣誓方法等について | 4件 |
| 市から宣誓者に行う3年ごとの定期連絡について | 10件 |
| 行政サービス等の適用について | 10件 |
| 転居の際の手続きの簡素化について | 2件 |
| その他 | 3件 |

(2) 意見の概要と市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています

○制度導入について

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 早く神戸市でもパートナーシップ制度が導入 されましたという説明をしたいです。導入に賛 成です。 | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 |
| 2 | 他の自治体の良いところをたくさん取り入れて、神戸市が日本で一番利用しやすいパートナ ーシップ制度のある自治体になることを心よ | 会の実現をめざし、本制度を実施します。 |

| | り祈っています。 | |
|---|--|---|
| 3 | 制度施行に賛成です。この日を待っていました。神戸市に制度ができないのであれば、制度 のある市に転出しなければと思っていたので、 神戸に住み続けることができます。 | |
| 4 | 遂に神戸で、私達の関係を認めてもらえる日が やってきたとうれしく思っています。周りの都 市がパートナーシップ制度を導入しているの は知っていましたが、二人の大好きな神戸の街 を離れることは考えられず、いつかこの街で、 と信じていました。法的拘束力はないですが、 自分の暮らす街で、大きな第一歩。導入まで無 事に進みますように。これから法律でも、二人 が共に生きていくうえで安心できるように、関 係を認めてもらえるよう、変わっていくことを 切に願っています。 | |
| 5 | 神戸市がやっと制度を導入しようとしていることに期待します。この制度は当事者とそれを支持してくれる多くの人々にとって、生きていく上で必要な制度です。制度がない市に住み続けることは心細く、幼い頃から住んでいて大好きな神戸を心から好きと言いづらくなっていました。制度を導入していただければ胸を張って「神戸市民です」と誇れます。市政がどんな人も支えるという姿勢を見せてほしいです。あらゆる人の包摂があって発展してきた市だと考えています。前向きに案を進行させて、神戸市にいて幸せだと思わせてください。 | |
| 6 | 他の多くの都市が既にこのような制度を作っています。神戸市も早急にこの制度を実現していただきたいと思います。 | |
| 7 | 幼くても子どもは差別や偏見に敏感です。こうした制度ができたことは、性別違和を感じている子どもとその親にとっても朗報です。運用にされる中で修正が必要なことがあれば、速やかに対応してくださることを願います。 | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、本制度を実施します。 実施後も市民の皆様からのご意見などもお聞まれながら、たり良い制度にしていきないよれ |
| 8 | ライフパートナー制度については当初 LGBTQ の方たちを対象にされていたと思いますが、自 分になにかがあったときに、医療機関などで私 の意思確認を誰にしてもらうのか、いざという ときに信頼できる人を任意後見制度で設定しておくこともひとつですが、間口を広く、結婚 という形を取れない、取らない人の選択肢をまず増やするいる意味で、全国のライスパート | きしながら、より良い制度にしていきたいと考えています。 |

ず増やすという意味で、今回のライフパートナ

ー制度が選択肢のひとつになるように思いま す。

閲覧資料を拝見したところ、法的にはあまり効力のないもののようですが、今後どのようなものになるのかは制度を利用される方の意見をしっかりヒアリングしていただきたいと思います。

9 1. ライフパートナー制度は、婚姻のような法的 効果が生じるものではない。"との記載もあり ますが、この制度が、将来的に「同性カップル の事実婚」から「法的な同姓婚」にはつながら ないような歯止めと抑制をもった制度になる ことを希望します。

2. 昨今の LGBT 問題で、様々な裁判や活動で過 激な要求を行っているのは少数の活動家・団 体・政党です。多くの LGBT 当事者(性的マイノ リティ)は、今までも社会に順応して生活をし てきたので、上記のような活動家達の過剰な要 求事項は不要であるし、過剰な要求をする活動 家達と同様に"腫れ物に触るように扱われる こと"は迷惑である等と訴えています。案の中 に"市営住宅の入居者資格等の行政サービス適 用"という記載がありますが、神戸市として過 剰に LGBT 当事者に配慮した制度を創設するこ とは、非性的マイノリティに対して"格差"を つけることにもなり、市全体として、別の"不 平等"を生むことにもなりかねないので、バラ ンスの取れた制度となることを希望します。 3. LGBT 理解増進法の第 12 条 「全ての国民が安 心して生活することができることとなるよう、 留意するものとする。」の条項に鑑みた制度と なるよう希望します。

全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 会の実現をめざし、本制度を実施します。 本制度には法的効力がないため、宣誓すること により法律に基づく権利・義務は発生しませ ん。

10 制度が悪用されないかとても気になります。例 本制度には没えば、外国人が詐欺的に日本国籍を取得しやす により、法律 くなる、生活保護を受けるために利用できる、 異なる人とのパートナー宣言を繰り返して日 本国籍取得する人を増やす。性的マイノリティ は差別するつもりはありません。しかし、制度 を悪用するための手段として利用するなら差 別と区別は異なります。明確に区別していただきたいです。

本制度には法的効力がないため、宣誓することにより、法律に基づく権利・義務は発生せず、 国籍が取得しやすくなるなどといったものではないと考えています。

ご意見につきましては、今後の参考とさせてい ただきます。

11 パートナーシップ制度に反対します。現行法上で十分であるし、悪用される恐れもある。LGBT活動家は、本当は性自認による差別禁止条例が作りたい。しかし、簡単にはいかない。憲法第19条内心の自由に反する。だからまずは当事

全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 会の実現をめざし、本制度を実施します。 本制度は、条例ではなく、要綱により実施する 者にメリットがあり、かつマジョリティにデメリットの少ないパートナーシップ制度を作らせる。これならば文句は出にくい。差別の名のもとに活動家を入りこませてはいけない。当事者団体の名の付くものは、勝手な活動家であり、当事者に選ばれたわけではない。本当の当事者がパートナーシップを望むかだが、利用率は低く、全く必要とされていない制度だ。要はパートナーシップというものは活動家が自治体に入りこむための入り口となっている。

もので、法的効力はなく、宣誓することにより 法律に基づく権利・義務は発生しないことを前 提としていますので、法律婚や諸外国の同性婚 とは異なります。

- 12 ライフパートナー制度とは一体なんですか。異性との結婚をするのが常識でしょう。動物の世界では同性婚なんてあり得ません。人間も動物の一種であり、同性婚なんてあり得ません。同性婚は結婚ではなく、単なる同棲です。ライフパートナー制度によって同性婚にどんな利便を提供しようとしているのですか。同性婚なんて認めるべきではありません。同性婚は子孫を造れず、それは結婚と呼べるものではありません。同性婚を前提にしたライフパートナー制度には断固反対です。
- 13 法律婚の関係と法律婚制度の近親者を除外することは、法律婚制度に関係する制度になっていますので、最初から法律婚に違反するもので神戸市の権限で定めてはいけません。養子縁組関係の親子だけを例外にして優遇することも法の下の平等に反します。憲法第14条に違反します。法律婚と矛盾するため導入してはいけないです。(匿名)

○制度名称について

意見の概要 市の考え方 No. 同性婚等が騒がれる中パートナーシップです 本制度は、互いを人生のパートナーとして尊重 14 ら神戸市は取り組んでいないので本当にする しあい、日常生活においても対等な立場で継続 気がないんだなと思っておりました。この一歩 的な共同生活を営んでいる又は営むことを約 が非常に嬉しいです。 した二人の関係を対象として、パートナーの二 「ライフパートナーシップ制度」という名称と 人の関係を応援するものです。この制度内容に の事ですが全国で取り入れが進んでいる「パー ふさわしく、市民が理解しやすい点を勘案して トナーシップ制度」と同様の名称では駄目なの 「ライフパートナー制度」という名称にしてい でしょうか?ライフパートナーシップにする ます。 理由が知りたいです。この名称では「ライフパ ートナーシップ(パートナーシップ)制度」と記 載する必要が出てきます。保険会社さん等でも 対応してくれている所が増えている中、わざわ ざ違う名前をつけて混乱を招く必要はないか

と存じます。それとも神戸市が進めようとしているのは全国で取り入れられているパートナーシップ制度とは違うものなのでしょうか?この制度についてずっと神戸が好きで神戸に住み続けた性的マイノリティの当事者として非常に嬉しく思っております。様々な声が集まっているとは思いますがどうかよろしくお願いします。

○制度の概要、対象者の要件について

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 15 | 制度の導入は他の政令指定都市や周辺市町村に比べると遅れをとった感が否めませんが、 LGBTQ 以外に異性の事実婚も入れていただいたのはとてもよかったです。私も事実婚を10年間続けていますが、登録できるようになったらさっそく登録したいと思います。 | 本制度は、互いを人生のパートナーとして尊重 しあい、日常生活においても対等な立場で継続 的な共同生活を営んでいる又は営むことを約 した二人の関係を応援するものです。具体的に は、事実婚の関係にあるカップル、性的マイノ リティのカップル等、双方が生活していくうえ で、お互い支え合い、欠かすことのできない関 |
| 16 | 神戸市ライフパートナー制度(案)概要を拝見したところLGBTに限らず、事実婚にある男女でも可能という認識でしょうか。他府県で行われているパートナーシップは、LGBTに特化していると思いますが、神戸市のライフパートナーであれば、LGBTの印象が薄く、申請しやすいと感じました。ぜひ、お願いします。 | 係と認めあう二人の関係を対象としています。 |
| 17 | 素晴らしい制度だと思いますので、是非このまま実現していただきたいです。私達は法律婚しており、私が夫の姓を名乗っていますが、夫婦別姓で生きたいという希望があるため、近日中に離婚して事実婚に移行しようと考えています。住民票上の住所が同じであれば、事実婚を証明することができますが、住所が異なるため、どうしようかと考えていたところ、パートナーシップ制度にいきあたりました。私の在住する東京都では同姓カップルしか利用できず、困っていたところ、神戸市が異性カップルでも認めてくれる制度を準備されていると知り、有難く思っております。居住要件は是非このまま、カップルの一方だけが神戸市在住でも認めて頂けますよう、お願いします。 | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、本制度を実施します。本制度は、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した二人の関係を応援するもので、二人の関係は同性・異性を問いません。また、住所についても、双方又は一方が市内在住であればよく、同居であることは要件としておりません。 |
| 18 | 制度の概要について、こうした内容を異性カップルには確認しないのに、同性カップルにだけ確認するのはおかしいのではないでしょうか。 行政が条件をつける権利などないはず。行政が | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 会の実現をめざし、本制度を実施します。 |

考えた「結婚の理想像」を押し付けるのは「多 様性の尊重しからは程遠いし、内心の自由の侵 害、人権侵害ではないでしょうか。「神戸市は 同性愛者を差別しない」と言うのであれば、異 性婚とまったく同じ条件にするべきでしょう。 (たとえば、異性カップルであれば 「同居の有 無」なども一切問われません) マイノリティだ けに条件をつけるのが「差別」ではないでしょ うか。ましてやパートナーシップ制度は法的効 力が無いもの。法的効力のある「異性婚」には 条件などつけないのに、なぜ同性カップルには 条件、理想像を押し付けるのか。そこに傲慢さ、 排除の姿勢を感じます。

本制度は、互いを人生のパートナーとして尊重 しあい、日常生活においても対等な立場で継続 的な共同生活を営んでいる又は営むことを約 した二人の関係を応援するもので、二人の関係 は同性・異性を問いません。また、住所につい ても、双方又は一方が市内在住であればよく、 同居であることは要件としておりません。

- 当事者は「二人で育てている子どもを、二人の 19 子どもだと法的に認められない」ことに強い不 安を感じています(戸籍上の「親」が死亡した 場合、片方の親は法律上他人になってしまうこ となど)。同性婚の実現がベストですが、前段 階のパートナーシップ制度でも「双方が子ども の親である」ことを行政が認めれば、当事者は 安心できるでしょう。その視点がないことに疑 問を感じます。当事者や当事者団体 (婚姻の平 等を求める団体など)に、事前にしっかりヒア リングを行ったのでしょうか。もし行っていな いのであれば、当事者の意見を聞かず、行政(権 力側、マジョリティ)が一方的に制度を決める のはおかしいです。
- 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 会の実現をめざし、本制度を実施します。 子どもを対象にすることは、民法上の親子関係 の規定があることや子ども自身の意思の尊重 と意思確認をどのように担保するかという問 題もあり、慎重な検討が必要と考えています。 子どもや親などの家族を含めることに関する ご意見につきましては、今後の参考とさせてい ただきます。
- 「2.制度の概要」で、「お互い支えあい、欠か 20 すことができない関係と認め合う 2 人の関係 とする。」という部分について、子どもや親を はじめとする親族等との関係についても明示 する必要があると思います。「家族」として、 異性愛カップルと差のない扱いを受けること ができるように明文化する必要があるのでは ないでしょうか。
- 神戸市は、なぜ「ファミリーシップ制度」では 21 なく「ライフパートナー制度」なのでしょうか。 事実婚も含まれるのは歓迎ですが、他都市の進 んだファミリーシップ制度に含まれる子ども に関する制度を避けているように感じます。同 性カップル間の子どもの権利についても保証 すべきです。異性カップルには問われないよう な、様々な条件をつけていることも差別そのも のです。政令指定都市で最後に近くなってよう やく始まる制度です。多様性を謳う国際都市神 戸と名乗るからには、当事者団体の声なども聞

- き、他都市の先例も参考にして一番同性婚に近い制度とすべきです。
- 22 子供との親子関係を認めないのも、おかしいと 思います。世界に胸を張れる神戸市でいて下さ い。
- 23 子どもがいる場合、双方の子どもとする事を認めて下さい。同性カップルにおいて、子どもがいる場合、自身の万一の時に、心配せず人生を送れるか、とても重要な問題です。
- 24 一刻も早く同性婚を民法に規定してほしいで す。神戸市は行政機関として神戸に住む性的マ イノリティの疎外感を減らすことができます。 12 月から施行するライフパートナー制度を限 りなく法律婚に近い状態をつくることです。 2. 制度の概要で「二人の関係とする」という のを、「二人であり、どちらか或いは双方に家 族がいて、その家族が望む場合は家族の関係と する」に変更をお願いします。養子縁組制度が あるのでファミリーシップ制度は不要だとい う意見もありますが、養子縁組をしない限り、 家族と認められないことが差別だと思います。 養子縁組をすること自体が手間であり、そのよ うな手間が必要なことがおかしいです。また養 子縁組をする際も、特別養子縁組と普通養子縁 組があり、性的マイノリティにだけ違いを学ん で選択する手間が生まれます。一方で性的マジ ョリティは制度や負荷を知らずに生きていけ ます。これが特権です。特権を認識する必要が あると思います。

もし子どもや親など家族の名前も証明書に記載したい場合は、関係が分かる書類を宣誓のときに提出する必要があると思いますので、4.宣誓の方法等に新しく設けてほしいです。

25 国際都市、政令指定都市の神戸市にパートナーシップ制度がないのは何故と聞かれることも多く、周りの市にパートナーシップ制度が導入される中、なかなか神戸市にはそのような話もなく、一市民としてなぜかなと思うことも多くなりました。この12月に、神戸市にパートナーシップ制度が導入されると聞き、嬉しく思いましたが、内容を読み、手放しには喜べない部分も多々有りました。必要な人のためにも、パートナーシップ制度や今後制定される同性婚は、より良きものじゃないと意味がありません。制度を使いたい、使うことで便利なことが

増える、と思ってもらうこと、もらえないと意味がないと思います。

そこで、やはり子供のことについても思うことがあります。今現在、同性同士でお付き合いをされている方の中に、子供さんがいらっしゃる方もたくさんいます。これから何らかの形で子供をもとうと思っている方もいると思います。1度は結婚をし、出産をし、今は女性とお付さいる方のことも考えて欲しいです。出産した、いわゆる戸籍上の母親が何かあった時に、パーも高していて、子供たちとも仲良くやっている。そんなことはよく聞く話です。それを解消し、洗めるとはよく聞く話です。それを解消しまない、笑顔になれる制度になることを望んでいます。

神戸市ライフパートナー制度が、導入されることは心待ちにしていたので、誰もがこの制度が 導入されてよかったと思ってもらえる制度に なることを望んでいます。この声が届くことを 望んでいます。

- 26 「3.対象者の要件」で「近親者の関係にないこと」という部分について、曖昧でわかりにくいため「○親等まで」のように明確にすべきと思います。
- 27 3. 対象者の要件 (4) 「近親者の関係にない こと。」をどこまで含むのか明確にしていただ きたいです。婚姻の際の民法の規定を適用する のが望ましいと思います。

「近親者の関係にない」とは、民法 734 条の直 系血族又は三親等内の傍系血族などの規定に 抵触しないことを想定しています。今後、制度 内容を周知する際は、頂いたご意見を参考に、 制度実施要綱や説明資料の中に記載させてい ただきます。

○宣誓の方法について

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 28 | 4. 宣誓の方法等 (5) 「* 社会生活の中で、 日常的に通称名を使用している場合は、通称名 で宣誓することも可能。その際は、日常的に使 用していることが確認できる書類を宣誓時に 提出する。」は条文化して前に持ってきてほし いです。 | 本制度の実施にあたっては要綱を制定し、要綱上に通称名の使用に関する規定を設けることとしています。 |
| 29 | 「4. 宣誓の方法等」ですが、「その他前各号に 掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と 認める書類」と言う部分について、「市長が必 要書類をいくらでも追加できる」というような 印象を受けます。万が一、市長が LGBTQIA+に | ご指摘の規定は、宣誓者がマイナンバーカード などの本人確認書類が提示できない例外的な 場合を想定しています。原案に記載している本 人確認書類を提示できる場合に、追加書類を求 めるものではありません。 |

| | 理解ない人物になった場合でも、神戸市として 同じ条件で制度を施行できるようにすべきな ので、文章を推敲する必要があると考えます。 | |
|----|---|---|
| 30 | 「その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類」は削除してください。なぜなら仮に市長が必要と指定した書類が入手不可能な書類だった場合、実質的にライフパートナー制度の利用を阻むことが可能になります。今の文章ではそのような権限が市長にあるように読めてしまいます。 大問題です。市長が代わるたびに LGBTQ フレンドリーかそうでないかによって、ライフパートナー制度の運用が大きく変わりうる構造は制度の安定性に欠けます。市長が代わるたびに性的マイノリティが振り回されることはあってはなりません。 | |
| 31 | 尼崎では申請時、一般窓口とは違う場所が用意され、係の方も大変親切で、おめでとうございますとカードを手渡しされました。 ぜひ、神戸市でもこれから申請する方の窓口でのプライ | 宣誓は、原則個室で担当職員のみが立ち会うなど、宣誓者のプライバシーに配慮した環境で行っていただきます。 |

○市からの定期連絡について

バシーなど、細かな配慮を願いたいです。

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 32 | 海外では事実婚のなりすまし悪用が多い為、性生活などまでも個別に調査してパートナーであるかを調べていると聞いています。法的優遇はないとのことなので、そこまでは必要がないとは思いますが、市から貸与するものがある場合などは3年に一度と言わずもう少し詳しく確認していただきたい。 | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、本制度を実施します。本制度には法的効力がないため、宣誓することにより法律に基づく権利・義務は発生しません。一方で、本制度によりライフパートナーの |
| 33 | このライフパートナー制度は事実婚状態にある方、性的マイノリティーの方にとっては良い方向に向いているのではないかと思われます。ただ戸籍入籍等もなく宣誓だけで事実確認出来るかどうか疑問です。行政サービスとして考えられている市営住宅入居申込みも知らない者同士でも宣誓書さえ出せば通るのならという方もいらっしゃるかも知れません。これから色々な行政サービスをされるのでしたらで3年に1度の宣誓確認ではなく1年に1度くらい役所に二人で来所して頂き宣誓していただく事も必要かなと感じました。 | 関係にある二人の生活上の困り事を解消できるよう本市の行政サービスの適用についても検討してまいりますので、宣誓者に対して3年ごとの定期連絡を予定していますが、ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 |

34 「10. 市からの定期連絡」で、「宣誓内容に変更 がないか等を確認するため、3年ごとに宣誓者 に連絡を行う」とありますが、これは婚姻関係 にある異性愛カップルにも同様のことが行わ れているのでしょうか。そうでないのであれ ば、差別にあたるのではないかと考えます。こ れが差別ではないという根拠が示せないので あれば、この文言は削除すべきです。

35 パートナーシップ制度を神戸市も実施してくれるとよろこんでおりましたが、3年ごとに連絡して関係を確認する内容はおかしいと思います。毎回圧力をかけるものです。神戸市はそもそも、同性婚は認めたくないと考えているように感じます。人権問題ではないでしょうか。

36 神戸市としてパートナーシップ条例ができることは歓迎です。しかしながら、「宣誓内容に変更がないか等を確認するため、3年ごとに宣誓者に連絡を行う」となっているのは、多様性の理解と人権を尊重する趣旨から外れるのではないでしょうか。また、「ライフパートナー制度は、婚姻のような法的効果が生じるものではない」としていることも、パートナーシップのそもそもの趣旨からもおかしくないでしょうか。多様性を理解していくことは、性自認を含めそれぞれの人権を認めることであり、婚姻関係においても多様性でありうることではないでしょうか。

3年ごとに宣誓者に連絡をおこなうことは、神戸市の管理下に置くということになるのではないでしょうか。通常の婚姻関係では、そのようなことは必要ではなく、求められもしません。「互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係である二人」にだけ求めることは、この制度の趣旨から逸脱しています。管理するための制度ではなく、多様性を認める制度が必要です。

37 神戸市で、やっとライフパートナー制度を導入 される事になり、良かったと思っております。 これから多くの人が、又は自分の子どもが利用 するかもしれないこの制度、人権に配慮した充 実したものとなってほしく、意見を書かせて頂 きます。3年ごとの行政による、パートナーを 継続しているかの確認は、そのカップルに対し て大変失礼に当たるので、不要と思います。異 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重 し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、 助けあいながら暮らしていくことができる社 会の実現をめざし、本制度を実施します。 本制度は、法律婚や諸外国の同性婚とは異な り、法的効力がなく、宣誓することにより法律 に基づく権利・義務は発生しないことを前提と しておりますので、条例ではなく、要綱により 実施するものです。

一方で、本制度によりライフパートナーの関係にある二人の生活上の困り事を解消できるよう本市の行政サービスの適用についても検討してまいります。このため、宣誓者に対して3年ごとの定期連絡を予定しております。

ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

性カップルはしていませんよね。パートナー解 消した時は、当人で届けを出せば良いと思いま す。

- 38 条件に書いてあった、3年ごとに確認を取るということをするのはなぜかな?と思います。男女の結婚にはそんなことしませんよね?神戸市の議員さんの中に、自分がそれをされること良いですよと言える方はいるんでしょうか。
- 10. 市からの定期連絡「3年ごとに宣誓者に 39 連絡を行う」は差別ではないでしょうか。法律 婚をしているカップルには3年ごとに行政が 確認することはありません。性的マイノリティ のカップルは3年以内に別れる、という偏見が あるように感じます。市からの転出で資格を失 うことはあるかもしれません。それは転出届を 受理する際に、職員さんから「対象者お二人と もが神戸市に住んでいない場合は、ライフパー トナーの証明は利用できなくなります」とリマ インドするのがよいと思います。そのためには 住民票のシステムに残す必要かもしれません が、最初の定期連絡をする予定である3年後ま でに整えれば十分であると思います。どうすれ ば限りなく法律婚に近づけられるかという視 点で仕組みを検討していただきたいです。

本制度による宣誓後に、二人の関係解消や双方が市内に住所を有しなくなったときなどの場合は、宣誓者から受領証等の返還届を出していただくことにしています。本制度は法的効力がなく、要綱により実施する制度であるため、住民悪(住民基本台帳システム)とは連動しません。このため、あくまで自己申告をお願いすることになります。一方で、ライフパートナーの関係にある二人の生活上の困り事を解消できるよう本市の行政サービスの適用についても検討してまいりますので、宣誓者に対して3年ごとの定期連絡を予定しています。

ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

40 ようやく神戸でもライフパートナー制度が整 えられ、少しでも生活上の不便がなくなること に期待しています。こうした制度ができること で、多様な性にさらに理解が深まるような働き かけに取り組んでくださるようにお願いいた

気がかりなのは、定期連絡に応じられなかった 場合にはどうなるのでしょうか?それは宣誓 にいらした方には丁寧に説明されるのだろう と思いますが、気にかかりました。 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、本制度を実施します。本制度により、ライフパートナーの関係にある二人の生活上の困り事を解消できるよう本市の行政サービスの適用についても検討してまいります。このため、宣誓者に対して3年ごとの定期連絡を予定していますが、宣誓の際に丁寧に説明をすることで返信いただけるように取り組んでまいります。

41 3 年毎の市役所職員の方からの電話でのご確認とありますが、できましたら市役所に再延長申請手続きに行ける方が好ましいです。役所に行けない高齢者の方や申請忘れも懸念されるかと思いますが、電話番号が変わっていたり知らない電話番号からの着信拒否設定、知らない電話番号であれば出ないようにしているので(かけ直しも行わない)知らない間に失効というのは非常に困ります。それであれば市役所で再延長申請できた方が優しいなと思います。

本制度では宣誓者にライフパートナー宣誓書 受領証等を交付しますが、この受領証等には有 効期限はなく、更新や再延長の手続きは設けて いません。このため、受領証に記載する宣誓内 容について、3年ごとの定期連絡により住所や お名前など変更がないかを確認することとし ています。

ご意見につきましては、今後の参考とさせてい ただきます。

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 42 | 姓の変更手続きが必要になること、性的マイノリティーに対して平等ではないことなどを理由に、現状の婚姻制度に疑義を抱いており、婚姻制度を利用していない身として、今回の制度には興味を持っています。婚姻関係と同様の法的効力は持たないということでしたが、このような制度を利用したいと考える方々の多くは、ただ証明が欲しいというだけではなく、実際的な場面での不便(例えば同棲時に家を借りにくい、怪我や病気の際に病院で面会できない、など)を解消したいというところが大きいのではないかと思うので、そのあたりを解決できるよう、各方面へ配慮の要請を行うなど、何かしらのアクションを期待しております。 | 全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、本制度を実施します。本制度には法的効力がないため、宣誓することにより法律に基づく権利・義務は発生しませんが、本制度により、ライフパートナーの関係にある二人の生活上の困り事を解消できるよう本市の行政サービスの適用についても検討してまいります。検討の結果、適用できる行政サービスについては、順次、本市の公式ホームページでお知らせする予定です。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |
| 43 | 特権や優遇がない事を前提に制度の作成をすることは仕方ないと思っております。婚姻制度のような法的なものがないという事ですので、念のため下記の通り記載させていただきます。①同一家計ということでの特権はない(健康保険など)、②配偶者手当などは対象外、③ライフパートナー制度は、LGBT だけでなく、可能であれば一般的な生活互助をしている友人などがいればそういう人たちも対象、④病院の面会などは家族並みで対応、⑤市営住宅については収入制限を(若い方なら収入もあると思いますし、UR などの住宅の利用。どうしても見つからない時は市営住宅費については特権にならない程度、収入に応じた通常より高い額での設定)、⑥家族手当などの対象外、としていただきたい。 | |
| 44 | 法的な効力があると嬉しいです。 | |
| 45 | この制度は東京などで施行されているパートナーシップのようなものではないのですか(じきに兵庫県が導入しそうなので今回はそこまでしないということか)。この制度で受けられるのは市営住宅補助のみですか、であればこの制度必要ないです。とても薄っぺらな制度に思え、とても残念です。 法律で家族と認められない二人が困る場面(例えば病院で治療の説明が受けられない、立ち会えない)など、とくに命に関わる部分をカバーできる制度にしてほしいです。 | |

今回神戸市がこのような制度を作ろうとして いると知り、とても嬉しかったです。私は同性 愛者ですが、制度の有り無しでは将来の見通し も変わってくると感じています。一番は法律で 保証されることですが、それに向けた運動とし て制度を作ることは重要だと思います。国の法 律では認められない二人が、市内では認められ 安心して暮らせるような、充実した制度になる ことを望みます。 46 「11. 行政サービスの適用」について、「ライフ 市民や行政・民間サービス提供者に対して、本 パートナー制度を利用していることを理由に 制度の周知と理解促進を図るとともに、受領証 の提示を受けたことを口外しないよう、受領証 差別的な扱いをしてはならない」という内容を 明確にしていただきたいです。 カード等にも記載して注意を促すことで、アウ ティング防止を図ってまいります。 市営住宅に入る時に、明確に「差別しない」 47 なお、本制度を利用していることを理由とする 事を文言化してください。 差別はあってはならないと考えていますが、行 政サービスの適用につきましては、法令・条例 48 11. 行政サービスの適用 「関係部局と調整 等に基づき個別に提供の可否を適正に決定・運 する。」は、もう少し明確に「ライフパート 用していくべきものと考えています。 ナー制度を利用していることを理由に差別 的な扱いはしてはならない」と書いてほしい です。この言葉によって、神戸市を自分の居 場所だと思える人たちがいます。 49 適用する場面として、まずは病院での諸手続な 市民や行政・民間サービス提供者に対して、 どの際が想定されますので、この制度の件を医 本制度の周知と理解促進を図り、ライフパー 療施設に周知していただけると有り難いです。 トナーの関係にある二人の生活上の困り事 を解消できるよう努めてまいります。 50 | 神戸市での制度の実現を願っております。ラ イフパートナー制度は、パートナーやその家 族が医療的な対応が必要な際に、家族として の面会や、病状を教えていただくことや、手 術など重大な判断が必要になる場面でその 判断に加わることなどが可能になると期待 されています。いざという時の為にこの制度 に大変期待をしております。しかし、その期 待が実現する為には、医療などに従事されて いる皆様の理解が非常に大切であると思い ます。本制度を実施することになりました ら、ぜひ併せて、医療や保健、福祉等に関連 する機関、事業者、従事者の皆様への周知や ご理解を促す取り組みもお願いしたい次第 です。 本当はライフパートナー制度ではなく、結婚 51 の平等が同性カップルにも認められるべき だがそれには時間がかかる。 この制度案では、宣誓することで神戸市内で

市営住宅に入居できる行政サービス適用が 挙げられているが、民間の物件にも入居でき る効果が伴えばと思う。宣誓する人が出やす い環境づくりも必要。

○転居の際の手続きの簡素化について

No. 意見の概要 52 神戸市にパートナー制度がないため、ずっと制 定を待っており、まだ転居届を出せておりませ ん。民間の死亡保険など、パートナーシップの 写しの提出が必要なものも最近は多く(このた め以前、要望を神戸市に提出しました)、神戸 が阪神間の他都市に比べ、かなり遅れているこ とを心配しておりました。尼崎や西宮など、「阪 神・丹波 9 市 1 町によるパートナーシップ宣 誓制度の取組に関する協定|がすでにあります が、このエリア内では引っ越しても、再度細か な申請をせずに、転居先の市でもパートナーシ ップのカードがいただけます。ぜひ神戸も協定 に参加して下さい。転居時の申請の簡略化は、 特にカムアウトしていない方などの心理的負 担を減らすことにも繋がりますので、ぜひ成立 時から参加していただけると有り難いです。兵 庫県ならではのたいへん良い協定だと思って おります。

53 1年以内を目安に他の都市とライフパートナ ー制度の連携をしてほしいです。提携都市へ引 っ越した場合は、引っ越し先で改めてライフパ ートナー制度の手続きが不要であるというも のです。明石市と徳島市・総社市が行っている ことです。引っ越しの度に、性的マイノリティ だけにパートナーシップ制度の手続きを求め、 そのたびに未婚であることを証明する戸籍謄 本を取得しなおす手間やお金をかけさせるこ とは差別だと思います。ただし、他都市との連 携を理由に 12 月の施行を延期するのは絶対に やめてほしいです。必要としている人に一日も 早く制度開始で応えていただきたいです。12 月の施行までに間に合わない他都市との提携 は一旦は制度を開始していただいた後で、粘り 強くできるだけ多くの都市と交渉と調整をし ていただきたいです。

市の考え方

転居の際の手続きの簡素化に関する他都市と の連携につきましては、制度の対象者が異なる ことなど課題はありますが、広域的な観点から 市民サービスの向上が図れるよう、導入を予定 している兵庫県と協議していきたいと考えて います。

| | その他 | | | |
|-----|---|--|--|--|
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 | | |
| 54 | 私も海外に住んだ経験もあり、昔、ゲイの方々とも仲良くさせていただいておりましたが、大人の中では問題ない事でも子供への影響という点では気になる点が多々ございました。ゲイの方はパートナーがいても仲間を増やしたいとり方が多かったため、アウティング後、問題ないと判断した後、ゲイは楽しい、気持ち良いからと勧誘する話をよく耳にしました。子供の多い場所(市営住宅などで)ではそのような話題はさけていただけたら助かります。思春期などであれば性的パートナーが安易に見つかるので、同性愛者というよりは興味本位で入るきっかけになります。ゲイの多い海外に住んだ経験のあるストレートの方の意見も聞く機会を作るなどし、今後起こりえる混乱や衝突を考え、先に進めていただくようお願いいたします。 | ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | | |
| 55 | 各自治体で行われているようなパートナーシップ制度では不十分な点も多いと思い、法的効力のある新しい国規模の制度(ViTaMiN)を考案したので、神戸市がライフパートナー制度の中に私たちが必要と考える権利(以下の ViTaMiN (4))を組み込むことを提案します。また、法的効力を持たせることや自治体間の格差をなくすべく国全体での以下のような性別にとらわれない結婚制度の実現にむけて神戸市が率先して取り組むことを強く希望します。ViTaMiN(Various Type of Marriage Notion) (1)ViTaMiN は以下に基づいて届け出ることで効力を生ずる、(2)以下を成立条件とする(18歳以上の2名である。両者が合意。現在結婚またはViTaMiNを解消してから100日を経過している。*1近親者間にない。18歳以上の証料をによりできる)、(3)以下を解消条件とする(両者の合意)、(4)以下の権利を保障する(*2共同親権。*3養子縁組。*4保険。*5相続。*6遺族年金)*1近親者間については民法第734条に準ずる・*2ViTaMiNを結ぶ際に一方が親権を持つこととする。親権については民法第818条に準ずる。*3民法第792条~第817条に準ずる。*4保険法に準ずる。*5子どもについては民法887条、後 | 本制度は、要綱に基づき実施する神戸市独自の制度であり、法律婚や諸外国の婚姻制度とは異なり、法的効力がないため、宣誓することにより法律に基づく権利・義務は発生しません。このことからもご提案内容を本制度に取り込むことはかないませんが、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | | |

| | 順位については同 889 条、配偶者については同 890 条に準ずる。*6 国民年金法第 37 条~第 42 条に準ずる。 | |
|----|--|--|
| 56 | 神戸市行政へのお願いではありませんが、ライフパートナー制度開始を機に神戸市議会として国に対して同性婚を法令化するように意見書を出してほしいです。 | |

3. 今後の予定

令和 5 年 10 月 18 日の本委員会で報告した原案のとおり神戸市ライフパートナー制度を実施し、本制度の開始は令和 5 年 12 月 25 日 (予定) とする。

市民意見募集の対象資料

神戸市ライフパートナー制度について(案)

1. 趣旨

「"こうべ"の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施する。

2. 制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同 生活を営んでいる又は営むことを約した関係である二人が、ライフパートナーとして市に対して 宣誓を行い、市が受領証及び受領証カードを交付する。

ライフパートナーの具体例は、事実婚の関係にあるカップル、一方若しくは双方が性的マイノリティのカップル等、双方が生活していくうえで、お互い支えあい、欠かすことができない関係と認めあう二人の関係とする。

3. 対象者の要件

ライフパートナーの宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が満 18 歳以上であること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、若しくはライフパートナーの関係を形成していないこと。
- (4) 近親者の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除く。

4. 宣誓の方法等

宣誓しようとする者は、宣誓書に次に掲げる書類を添えて提出する。

(手続きは福祉局人権推進課で行う予定)

(必要書類)

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本又は独身証明書、外国籍の方は婚姻 要件具備証明書等)

(本人確認書類)

宣誓しようとする者は、本人を確認するものとして、次のいずれかに該当するものを提示する。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格者証であって本人の 顔写真が確認できるもの
- (5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類

※社会生活の中で、日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することも可能。その際は、日常的に使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出する。

5. 受領証等の交付

宣誓者が対象者要件を満たしていると認めるときは、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード(携帯用)を交付する。

なお、ライフパートナー制度は、婚姻のような法的効果が生じるものではない。

6. 変更の届出等

宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更が生じたときは、受領証等及びその変更が確認できる 書類を添えて、宣誓内容変更届の提出が必要。

7. 記載内容等証明書の交付

宣誓者は、申請により、宣誓書記載内容等証明書の交付を受けることができる。

8. 受領証等の返還

宣誓者が次のいずれかに該当するときは、該当したときから宣誓書等を無効とし、受領証返 還届を提出し、受領証等の返還が必要

- (1) ライフパートナーの関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、虚偽の事実が判明したとき

9. 受領証等の再交付

宣誓者は、受領証等を紛失し、又は著しく毀損したときは、申請より再交付を受けることができる。

10. 市からの定期連絡

宣誓内容に変更がないか等を確認するため、3年ごとに宣誓者に連絡を行う。

11. 行政サービスの適用

市営住宅の入居者資格等の行政サービス適用について、関係部局と調整する。

12. 根拠規定

「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」を制定する。

13. 今後のスケジュール(予定)

2023年10月下旬~11月下旬 市民の意見提出手続き

11 月末頃 市民の意見提出手続き結果報告

12 月上旬 制度実施に向けた広報

12 月下旬 制度開始